

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	住民投票の請求		
例規名 根拠条項	八頭町住民投票条例 第3条第1項		
例規番号	平成25年条例第35号		
<p><b>【根拠条文】</b> (住民投票の請求及び発議)</p> <p>第3条 八頭町の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者をいう。)は、町政全体に関する重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p> <p>3 町議会は、町政全体に関する重要事項について議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成により可決されたときは、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>4 町長は、町政全体に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>5 町長は、第1項の規定による町民からの請求(以下「町民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその旨を公表するとともに、八頭町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 町長は、住民投票に係る町民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号に該当する場合を除き、住民投票を実施するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日